

第2回 基礎ぐい工事問題に関する対策委員会  
議事次第

平成27年11月16日(月)  
19:00～21:00  
国土交通省幹部会議室

1. 開会

2. 議事

- ・ 旭化成・旭化成建材による調査報告について
- ・ 今後の対応について

3. 閉会

※委員会終了後 委員長・副委員長によるブリーフィング実施予定

## 第2回基礎ぐい工事問題に関する対策委員会

### 配布資料一覧

1. 旭化成建材（株）による3,040件に関する調査報告
2. 旭化成建材からの報告を受けた今後の対応
3. 旭化成建材がぐい施工を行った工事において施工データの流用等が判明した場合の対応について（平成27年11月4日付通知）
4. データ流用等が判明した物件に関する安全性確認の方法
5. ジャパンパイル株式会社等

（参考）

- ・ 第1回議事要旨



平成 27 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 旭 化 成 株 式 会 社  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 浅 野 敏 雄  
 (コード番号：3407 東証 第一部)  
 間 合 せ 先 広 報 室 長 山 崎 真 人  
 (TEL 03-3296-3008)

### 旭化成建材（株）による杭工事実績 3,040 件に関する調査報告

この度は、当社子会社の旭化成建材株式会社（本社：東京都千代田区、社長：前田 富弘、以下「旭化成建材」）による杭工事において、施工データの流用等が確認されておりますことについて、施主様、居住者の皆様、施設をご利用の皆様、各自治体様、元請建設会社様、関係各位の皆様方に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

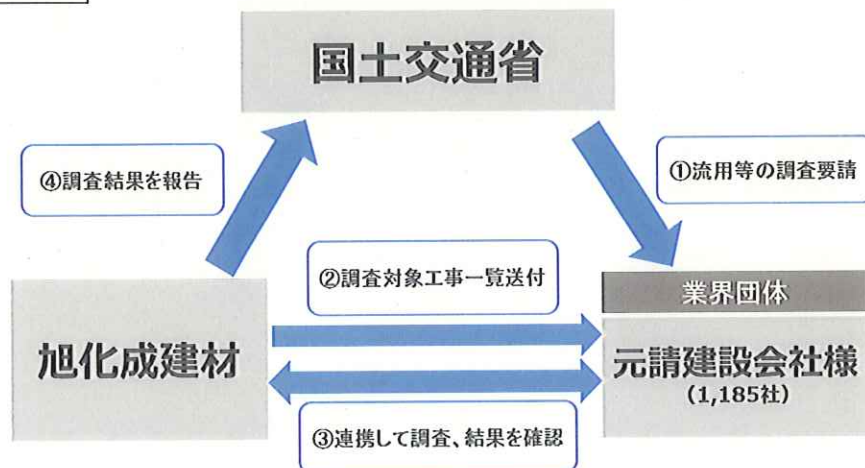
本日時点での調査状況を以下のとおり国土交通省へ報告しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 調査の進捗

国土交通省の指示に基づき、元請建設会社様および情報提供の要請をいただいた自治体様へ物件情報をご提供し、元請建設会社様および自治体様の協力の下、施工報告書の内容確認を実施してまいりました。

また、住所不明等の理由により元請建設会社様と連絡がつかない物件については、物件所在地に直接赴き、施主様を通じて元請建設会社様の連絡先を確認するなどしており、本日時点で元請建設会社様への調査依頼が完了した物件数は 2,922 件となっております。

調査フロー図



## 2. 3,040 件に対する調査結果

本日時点で 2,376 件の調査結果の確認が終了しており、そのうち 266 件においてデータの流用等が確認されました。元請建設会社様が不明であったり、施工データが存在しないなどの不明物件については 118 件となりました。

また、国土交通省の要請に基づき、優先的に調査した学校、医療・福祉施設の 602 件については、調査の結果、63 件でデータの流用等が確認されました。

対象物件総数①	3,040 件
元請建設会社様と確認ができた物件② (うちデータ流用等が確認された物件)	2,376 件 ( 266 件)
元請建設会社様と確認中の物件③	546 件
不明物件① - ② - ③	118 件

## 3. データ流用等があった物件の安全性確認について

データ流用等があった物件に関しては、国土交通省からの指示に基づいて行われる、元請建設会社様および施主様による建物の安全性確認に協力してまいります。特定行政庁\*において安全性が確認できた物件に関しては、特定行政庁から国土交通省にご報告されることとなっております。

\* 特定行政庁：建築基準法第 2 条第三六号の定めで、建築主事を置く地方公共団体。市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

## 4. 今後の取り組み

- (1) 本日時点で元請建設会社様とデータ流用等の有無を確認中の物件に関しては、確認作業を早急に進め、11 月 24 日までに国土交通省へご報告いたします。
- (2) 旭化成建材より元請建設会社様への情報提供および施工報告書の確認に関する依頼が完了していない不明物件 118 件につきましては、今後も調査を継続してまいります。
- (3) データ流用等の背景と動機については、社内の調査委員会が外部調査委員会の指導および助言を得ながら徹底究明し、適切な是正策を講じてまいります。

本件について、関係各位の皆様方にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めてお詫び申し上げます。

以 上

調査対象3,040件における調査結果

	1.集合住宅			2.事務所			3.商業施設			4.工場・倉庫			5.医療・福祉施設			6.学校			7.公共施設			8.土木			9.その他			総計					
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	D		
北海道	127	59	6	10	5	0	7	4	1	24	13	4	37	37	2	2	62	62	7	2	51	30	2	11	10	0	93	46	4	422	266	26	4
青森県	2	0	0	0	0	0	3	2	1	8	7	3	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	3	1	0	19	13	5	0
岩手県	2	1	0	0	0	0	1	0	0	4	3	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	1	0	2	1	0	13	9	0	0
宮城県	6	4	0	8	6	0	8	4	0	22	16	6	5	5	1	0	9	9	0	0	8	8	0	4	2	0	10	9	1	80	63	8	0
秋田県	7	5	0	0	0	0	1	1	0	7	6	1	1	1	0	0	5	5	0	0	3	2	1	1	1	0	2	2	0	27	23	2	0
山形県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4	0	0
福島県	11	6	0	6	4	0	2	1	0	20	18	0	5	5	0	0	13	13	0	0	7	6	1	11	11	0	12	12	1	87	76	2	0
茨城県	11	8	1	12	12	2	10	8	0	70	49	6	15	15	4	0	5	5	0	0	16	14	0	6	6	0	33	22	1	178	139	14	0
栃木県	0	0	0	3	2	0	0	0	0	10	9	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0	17	15	0	0
群馬県	5	5	0	4	4	1	1	1	0	17	17	3	6	6	1	0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	3	3	0	39	39	5	0
埼玉県	59	51	10	12	10	2	7	4	0	39	29	5	32	32	5	0	7	7	1	0	14	11	2	6	3	0	23	12	1	199	159	26	0
千葉県	38	34	4	8	7	1	12	12	2	36	24	6	16	16	5	0	10	10	0	1	11	9	2	5	1	0	32	23	3	168	136	23	1
東京都	170	117	16	36	31	7	13	10	3	13	10	2	37	37	6	0	30	30	10	0	14	9	4	2	2	0	39	20	3	354	266	51	0
神奈川県	58	47	12	14	12	2	6	4	0	33	21	7	28	28	5	0	13	13	2	1	7	3	0	5	1	0	28	22	2	192	151	30	1
新潟県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	1	3	2	1	0
富山県	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
石川県	2	2	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0	2	2	1	0	9	9	0	0	1	1	0	0	0	0	8	7	1	25	24	2	0
福井県	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
山梨県	2	1	0	0	0	0	3	2	0	1	1	0	3	3	0	0	6	6	1	0	5	5	0	8	8	0	7	6	1	35	32	2	0
長野県	3	3	0	1	1	0	3	2	0	3	3	0	2	2	0	0	3	3	0	0	4	4	1	1	1	0	0	0	0	18	16	2	0
岐阜県	3	3	0	1	1	0	3	2	0	2	1	0	2	2	0	0	3	3	2	0	3	3	0	1	1	0	0	0	0	11	11	1	0
静岡県	11	10	2	1	1	0	3	2	0	13	12	2	5	5	1	0	3	3	0	0	5	5	0	3	3	0	10	10	3	81	69	21	0
愛知県	20	17	8	4	4	0	6	1	0	21	17	4	3	3	1	0	13	13	5	0	1	1	0	3	3	0	11	11	1	55	52	6	0
三重県	2	2	0	0	0	0	1	1	0	5	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	11	2	0
滋賀県	4	3	0	4	4	0	1	1	0	7	5	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	0	2	2	0	21	17	2	0
京都府	8	5	0	4	2	0	4	4	1	13	11	1	9	9	0	0	4	4	0	0	2	2	0	0	0	0	4	4	0	48	41	2	0
大阪府	60	52	2	42	34	1	21	20	0	55	50	4	33	33	0	0	19	19	0	0	5	5	0	2	2	0	24	15	1	261	230	8	0
兵庫県	22	14	0	6	5	0	7	7	0	19	14	0	18	18	2	0	6	6	0	0	2	2	0	2	2	0	8	3	0	90	70	2	0
奈良県	7	5	0	1	0	0	2	2	0	2	0	0	5	5	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0	3	2	0	22	16	1	0
鳥取県	5	3	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	16	6	0	0
島根県	18	15	0	9	8	0	8	8	0	13	12	1	21	21	0	0	21	21	0	0	10	9	0	9	9	0	11	10	0	120	113	1	0
岡山県	2	2	0	2	1	0	3	3	0	10	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	7	7	0	2	1	0	27	21	1	0
広島県	12	6	0	12	9	0	8	4	0	25	18	0	10	10	0	0	9	9	0	0	12	8	0	8	6	0	16	9	0	112	79	0	0
山口県	12	11	0	1	1	0	4	1	0	4	1	0	7	7	0	0	6	6	0	0	4	4	0	4	4	1	3	2	0	45	37	1	0
徳島県	2	2	0	1	0	0	0	0	0	9	6	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3	2	0	1	1	0	0	0	0	18	12	0	0
香川県	1	1	0	1	0	0	0	0	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9	6	0	0
愛媛県	5	3	0	7	7	0	2	1	0	13	11	1	14	14	0	0	4	4	0	0	10	9	0	4	1	1	6	5	0	65	55	2	0
高知県	2	2	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	7	7	0	0
福岡県	9	7	0	4	4	1	3	3	1	14	10	3	4	4	0	0	3	3	0	0	2	1	0	2	1	0	0	0	0	48	39	5	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	1	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5	5	1	0
熊本県	2	1	0	0	0	0	1	1	0	2	2	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	2	0	0	4	2	1	13	7	2	0
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	7	1	0
宮崎県	5	3	0	1	0	0	2	1	0	10	2	0	1	1	0	0	1	1	0	0	3	2	1	0	0	0	2	2	0	25	12	1	1
鹿児島県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	4	1	0
総計	717	509	61	225	183	20	155	117	9	585	425	66	330	330	35	2	272	272	28	5	215	164	15	111	89	3	430	287	29	3,040	2,376	266	7

凡例 A 調査対象件数 B 調査が完了した件数 C 流用等が判明した件数 D データが確認出来なかった件数  
一部物件で、前回リスト作成後の詳細調査により用途区分を変更

## 旭化成建材からの報告を受けた今後の対応

### 1. 旭化成建材による施工データの流用等の調査

○3040 件の残りの調査結果については、11 月 24 日に旭化成建材から報告を受ける予定

### 2. データ流用が判明した物件に関する対応

○データ流用が判明した物件には、次の3つの場合があり得る

- ・データ流用はあったが、くいは到達している物件
- ・データ流用があり、くいも未到達であるが、安全性は確保されている物件
- ・データ流用があり、くいも未到達であり、安全性に問題がある物件

○施工データの流用が判明した物件の中で安全性に問題があるものを明白にし、安全確保のための対策を実施するため、

#### ①データ流用が判明したすべての物件について施工記録の確認、ボーリング調査等により、くいの到達の有無を調査

※なかでも、横浜市のマンション担当者が関与した物件や地方公共団体の調査等により先行してデータ流用が明らかになった物件は、先行して調査し、今月中に目途をつけ、早急な調査が困難なものを除き報告できるよう作業

#### ②調査の結果、くいが未到達であることが明らかとなった物件は、構造計算等により、安全性の確認を指示

#### ③安全性に問題があることが明らかとなった場合、直ちに安全確保のため対応

### 3. 再発防止策に向けた検討

○2. の対策を通じて得られた結果を踏まえ、データ流用の要因やくいの未到達の要因、さらにそれらの因果関係について、専門的見地から早急に分析し、再発防止策を検討

国住指第 2910 号

平成 27 年 11 月 4 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

旭化成建材(株)がくい施工を行った工事において  
施工データの流用等が判明した場合の対応について

旭化成建材(株)がくい施工を行った工事について、同社による調査又は地方公共団体の独自の調査により、くい工事の施工データの流用等の事実が確認され、公表されています。

貴職におかれましては、貴管内で旭化成建材(株)がくい施工を行った工事において施工データの流用等の事実が確認された場合には、公共所有・民間所有の別に関わらず、下記の事項について早急に対応していただきますようお願いいたします。

また、貴管下の特定行政庁に対しても、この旨周知していただくようお願いいたします。

## 記

## 1. 対象建築物

旭化成建材(株)がくい施工を行った工事において、施工データ(電流値記録表、根固め液注入量記録表等)の流用等の事実が確認された建築物

## 2. 依頼事項

## (1) 現地確認

建築主等に対して、早急に対象建築物の現地確認を行い、傾斜、ひび割れ等の不具合がないか確認するよう求めること。

## (2) 安全性確認

- ① 原則として、建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づき、工事施工者、建築主等<sup>※1</sup>に対して、施工管理の状況、対象建築物の状態や施工データの流用等の内容を踏まえ、以下の手順により対象建築物の安全性を確認した上で、その結果を報告するよう求めること。

(a) 地盤調査等

施工データの流用等の事実が確認された杭について、他の施工記録の確認や地盤調査<sup>※2</sup>等により、支持層への到達状況、根固め部の所要の強度の有無等を確認すること。

(b) 建築物の構造安全性の検証

(a) の地盤調査等により、基礎ぐいの支持層への未達や根固め部の強度不足等が確認された場合には、建築物の構造安全性の検証<sup>※2</sup>を行うこと。

その際、必要に応じて、検証結果について第三者機関による評価を受けることも考えられる。

※1 報告を求める工事施工者、建築主等については、適切な者に対して行うこと。また、分譲住宅等、建築主と所有者が異なる場合にあつては、可能な限り、所有者（又は管理組合）に対し、上記報告を求めている旨を連絡するとともに、安全性確認のための調査等に協力するよう要請すること。

※2 データ流用等が判明した場合の地盤調査方法及び構造計算による安全性検証方法については、別添資料を参照すること。なお、土地・建設産業局建設業課から旭化成建材(株)に対し地盤調査等に要する費用を負担するよう指示したところであり、同社により、又は同社の費用負担により、地盤調査等が実施されることを想定している。

② 特定行政庁において、工事施工者、建築主等による安全性確認の結果の妥当性及び建築基準法違反の有無を判断すること。

③ ②の判断結果については、速やかに国土交通省に報告すること。

(3) 是正指導

建築基準法違反が確認された場合には、建築基準法第12条第5項の規定に基づき、所有者等に対して、改善計画の提出を求め、その内容を確認した上で、必要な是正措置を求めること。

その際、必要に応じて、対象建築物に関与した旭化成建材(株)、工事施工者、建築主等に対して、是正計画案等について所有者等に丁寧に説明し、理解を得るよう指導するとともに、所有者等の是正措置に協力するよう指導すること。

以上



基礎ぐいの電流値記録表又は根固め液注入量記録表の流用等が明らかとなった場合の  
地盤調査方法及び建築物の構造安全性の検証方法

基礎ぐいの電流値記録表及び根固め液注入量記録表の流用等が明らかとなった場合、他の施工管理に関する記録等による施工管理の状況、個別の建築物の状態や流用等の内容を踏まえ、合理的な方法で構造安全性の確認等を行うこと。

参考として、他の方法では問題の杭が支持地盤に到達しているかどうか、根固め部が必要な強度を有しているかどうかを確認することができず、調査により確認する必要が生じた場合における現時点で想定される方法を以下に示す。なお、今後、新たな知見が得られた場合や事例が蓄積された場合には、より簡便な手法等を追加することがあり得る。

1. 地盤調査方法

(1) 支持地盤の確認方法

地盤の硬軟が明らかで支持層が明瞭な場合又は支持層が浅い場合(概ね10m以内)には、比較的簡易な手法であるスウェーデン式サウンディング試験方法(JIS A1221(スウェーデン式サウンディング試験方法))による調査、より適用範囲の広いオートマチックラムサウンディング調査、それ以外の場合には、ボーリング調査や標準貫入試験(JIS A1219(標準貫入試験方法))による調査を行う。

いずれの調査についても、建築物の床に穴を開けることなども含め、電流値記録表の流用等が明らかとなった杭の近傍(概ね半径1m以内)で行うことが望ましい。なお、近傍で行うことが難しい場合は、地層の構成図を確認し、ほぼ同一の深さで支持層が認められる範囲、若しくは支持層が傾いている地点においてはより深い側で(安全側となるよう)調査を行うこと、周囲の他の杭等に十分に留意しながら対象となる杭の直下に向けて斜めにボーリング調査を行うことが考えられる。

なお、類似した支持地盤の確認にあたっては、電流値記録表の流用等が明らかとなった杭の一部について行う抽出調査の結果により判断することも考えられる。

(2) 根固め部の確認方法

根固め液注入量記録表の流用等が明らかとなった杭については、杭の工法を確認し、杭の工法に応じた強度確認を行う。

① 杭の工法の確認

次の工法のいずれに該当するか確認する。一般的には、既製コンクリート杭はa又はbの工法が用いられ、c及びdの工法には、鋼管ぐいが用いられる。

- a 根固め部にセメントミルクを(攪拌)注入するもの又は高圧噴射注入するもの(設定された注入量を下回るとセメントミルクの比率が低下し強度が低下する可能性あり)

- り。)
- b 杭を圧入させた後、セメントミルクを杭先端の袋に注入するもの（拡大球根部が一定規模となっていれば問題ない。）
  - c 閉塞されたコラムの中にセメントを押圧しながら杭を回転埋設するもの（セメントミルクがコラムの中に入って杭と一体化していることが重要。）
  - d セメントミルクを使用せず、杭を回転埋設して支持層へ根入れする乾式工法（セメントミルクを使用しないため、注入量が問題になることはない。）

## ② 杭の工法に応じた強度確認

上記 a に該当する場合は、根固め部のコア抜き取りにより強度確認を行う。杭体が中空の場合、中空部分を通じて根固め部のサンプルを採取する。調査対象の杭の直上の部材が床版などであれば、可能な限り既存の鉄筋を避けて基礎フーチングの一部に穴を開けることなどを検討する。調査対象の杭の直上に柱や基礎ばりがあるなど、直接サンプルを採取することが困難な場合、近傍の杭の根固め部のサンプルを採取する。近傍の杭における調査が困難な場合等については、安全側の流入量に基づく施工試験により確認することも考えられるが、必要に応じ、試験方法に関し、第三者機関の意見を聴取する。なお、類似した根固め部の確認にあたっては、根固め液注入量記録表の流用等が明らかとなった杭の一部について行う抽出調査の結果により判断することも考えられる。

上記 b に該当する場合は、拡大球根部の形状をボアホールレーダー法により確認するなど、注入により拡大球根部が形成されていることを確認する。

上記 c に該当する場合は、杭頭部の状況等からコラムの中にセメントがきちんと充填されていることを確認する。

なお、杭の工法が、上記 a、b、c 又は d のいずれにも該当しない場合など、不明な点がある場合には、個別に国土交通省住宅局建築指導課に相談すること。

## 2. 建築物の構造安全性の検証方法

1. の結果、支持地盤に未達の杭や根固め部の強度不足などが確認された場合、以下の検証を行う。

### (1) 建築物の傾きやひび割れ等が見られる場合

- ・ 長期、短期の建築物の構造安全性の検証を行う。
- ・ 建築物の傾きやひび割れ等が進行しているかどうかについての現地確認（当初の工事の際の基準レベルの墨出しの水平を計測等）を行う。

### (2) 建築物の傾きやひび割れ等が見られない場合

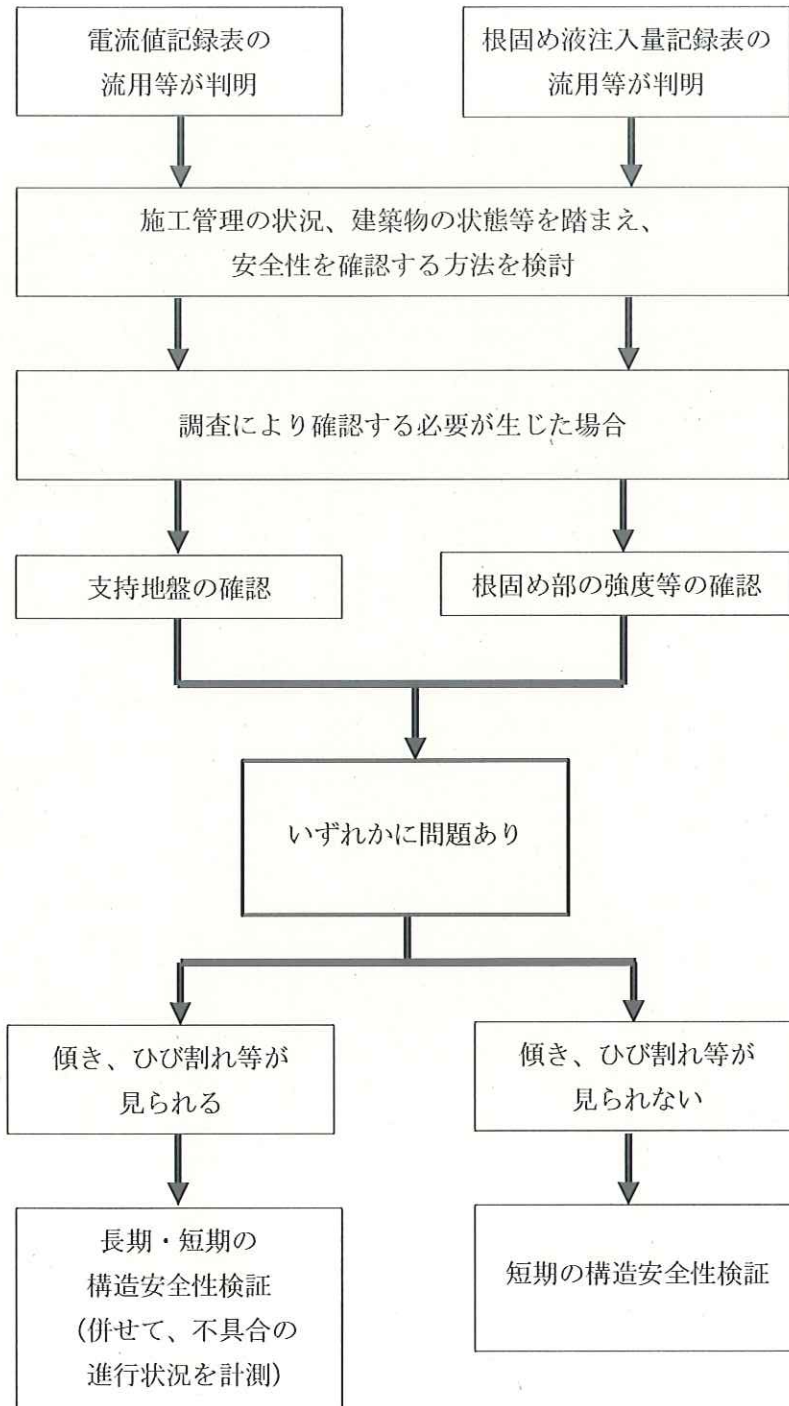
- ・ 短期の建築物の構造安全性の検証を行う。

以上

(参考) 旭化成建材 (株) が供給している主な杭の工法の分類

- a 拡大根固め部にセメントミルクを (攪拌) 注入するもの又は高圧噴射注入するもの
  - 例) CMJ 工法
  - RODEX 工法
  - ST-RODEX 工法
  - DYNAWING 工法
  - ハイエフビー (HiFB) 工法
  
- b 杭を圧入させた後、セメントミルクを杭先端の袋に注入するもの
  - 例) DYNABIG 工法
  
- c 閉塞されたコラムの中にセメントを押圧しながら杭を回転埋設するもの
  - 例) ATT コラム工法
  
- d セメントミルクを使用せず、杭を回転埋設して支持層へ根入れする乾式工法
  - 例) スクリューパイル EAZET 工法

(参考) 地盤調査及び建築物の構造安全性検証フロー図



## データ流用等が判明した物件に関する安全性確認の方法

### 1. ボーリング調査の実施

### 2. 施工状況の記録の確認

- (1) 支持層の深さ及びくいの到達深度について、確認できる具体的な施工記録の書類等が残っており、くいが支持層に到達していることが一定の確からしさをもって推定できるもの
- (2) セメントミルクの使用量が、納品書等の記録から一定の確からしさをもって推定できるもの

### 3. その他、安全性を確認する方法として、適切なものがあるか。

ジャパンパイル株式会社について

○設立:平成17年3月:大同コンクリート工業株式会社などと合併

○本社:東京都中央区

○建設業許可(大臣許可、関東地方整備局)

○資本金:54億7千万円

○社員数:1545名

○売上高:641億7千万円:

→業界シェア:23.4%(平成26年度コンクリート既製杭出荷量ベース)。

▪黒瀬代表取締役社長は、「COPITA」(\*)の会長

(\*) (一社)コンクリートパイル建設技術協会。コンクリート既製杭工法を用いた製造メーカー兼施工業者の団体。正会員は41社。旭化成建材も同協会の会員。

一般社団法人 コンクリートパイロ建設技術協会  
(「COPITA」) について

1. 設立 昭和63年12月

2. 概要 ・正会員数 (平成27年5月現在)

41社

・会員資格:

既成コンクリート杭 (コンクリートパイロ) の製造及び施工を業とする法人で、国土交通省の認定 (製品・工法) を取得している法人、又は、これに準ずると認められる法人

・会長: 黒瀬 晃

(ジャパンパイロ株式会社代表取締役社長)

3. 目的 ・コンクリートパイロの設計及び施工に関する調査研究等を行うことにより、コンクリートパイロの技術向上に努め、もって我が国産業と国民生活の向上に寄与すること (定款第3条)

4. 主な事業

- ・設計及び施工技術の調査研究
- ・設計及び施工技術に関する情報、資料の収集及び普及
- ・設計及び施工技術に関する講習会、講演会、研究会等の開催
- ・施工管理に関する技術者資格の認定

5. 団体上位5社シェア (平成26年度コンクリート既製杭出荷量ベース)

1. 三谷セキサン	24.5%
2. ジャパンパイロ	23.4%
3. 日本ヒューム	9.0%
4. 日本コンクリート工業	8.6%
5. トーヨーアサノ	7.1%
上位五社計	72.5%

一般社団法人  
コンクリートパイル建設技術協会

## 平成27、28年度役員

(敬称略)

	氏名	勤務先 役職
理事 (会長、 代表理事)	黒瀬 晃	ジャパンパイル(株) 代表取締役社長
理事 (副会長)	網谷 勝彦	日本コンクリート工業(株) 代表取締役会長
理事 (専務理事、 業務執行理事)	羽原 伸	(一社) コンクリートパイル建設技術協会
理事	藤井 衛	東海大学 教授
同	木村 亮	京都大学大学院 工学研究科 教授
同	村山 浩和	(一財) 建材試験センター 理事
同	前川 秀和	(一社) 建設コンサルタンツ協会 副会長
同	三谷 進治	三谷セキサン(株) 代表取締役社長
同	前田 富弘	旭化成建材(株) 代表取締役社長
同	大川内 稔	日本ヒューム(株) 専務取締役
監事	指田 宏明	指田宏明税理士事務所 所長
同	龜山 貞治	(一社) コンクリートポール・パイル協会 専務理事

(平成27年5月21日)



【参考】

## 第1回 基礎ぐい工事問題に関する対策委員会 議事要旨

日時：平成27年11月4日（水）11:00～12:30

場所：合同庁舎3号館4階幹部会議室

- 委員長等の選任－委員長に深尾委員、副委員長に小澤委員が選任された。
- 石井国土交通大臣及び深尾委員長より挨拶
- 議事－事務局から経緯等を説明後、各委員からご発言

〔横浜市の分譲マンションの事案について〕

- 設計段階の調査の精度が粗ければ杭の長さが足りなくなるリスクが高まるが、現場の工事を担う建設企業に調査に関する費用負担を求めると、調査をきちんとするほど費用が増えて利益が上がらない構造になってしまう。本来は発注者側が費用をかけて調査すべきと思われるので、このような費用負担の構造についてよく考える必要がある。
- 地質調査の状況や設計について、元請建設企業に確認してほしい。
- 当時の施工体制について、他の会社からの出向者が施工していたということは、その会社には施工能力が無かったおそれがある。そのようなことが常態化しているとすれば問題である。
- 発注者、元請建設企業、下請建設企業それぞれの責任の範囲について確認することが必要であることから、横浜マンション事案における契約書を確認すべき。
- 施工データの流用問題について、このような事象が発生する要因としては、当事者の故意・過失・無知の3パターンが考えられる。今回の場合、無知（基礎ぐい工事に対する知識の不足）が要因となったおそれもある。当時の主任技術者や工事監理者等の配置状況や基礎ぐい工事に関する能力・経験などにも注意したい。
- 今回の横浜のマンション事案は、コンプライアンスが遵守されていなかった工事という印象がある。建設業におけるコンプライアンスを徹底する必要がある、個人だけでなく、業界全体として取り組むべきことである。
- 建築物が適正に施工されたという記録が無い場合、建築物に問題があると思われても仕方がない。中古を含めた不動産市場を回転していくなかで、（データの不在は）資産価値にも影響し、取引の障害にもなりうる。
- 建物がセットバックしているが、未到達と建物の傾きとの関係への影響などについて検証が必要。

#### 〔施工データ流用について〕

- データ取得のミスという初歩的なミスからデータの流用等が発生したおそれがあるようだが、そもそもデータが無いという状態が発生すること自体が今の時代にあっていない。常にデータが確保される環境を整えることが重要。
- 一般的には「よく分からない人でも使えるものが安全」と言われている。施工の確認方法は、時代によって変わる。新技術を導入して、データと現場技術が相互作用で改善していくことが必要。
- 施工データの管理の自動化というのは重要。
- 施工データ管理が法律で求められているわけではない状況もある。

#### 〔国民の不安への対応〕

- 基礎ぐいの影響度（物件ごとに異なるがわずかな基礎ぐい未到達等では建築物の安全性全てが否定されるものではないこと、そもそもくいがない建物も多いこと等）を発信すべき。
- 「沈下」と「不等沈下」の違いを国民に理解してもらうことは重要。
- 今回のような事案があれば、全国のマンションの理事会等でも不安が広がっているおそれがある。全力で国民の懸念を打ち消すことが必要。
- 効果的に収束させるには、一企業の問題としてではなく、業界全体としてきちんと対応するとの宣言を打ち出すことが必要。
- 適切な施工ができる職人を育てる取組みを建設業界が進めていくことも重要。

#### 〔本問題に対する視点等〕

- データ流用と基礎ぐいの未到達は別の問題として考えなければならない。
- データ流用の問題について、記録・証拠の保存方法等は時代とともに変わるものであり、紙から電子的な管理へと移行するのがいまの流れ。基礎ぐい工事の管理の仕方が時代に適したものとなっているかを検討しなければならない。機械化施工なども問題の解決に資すると考える。
- 本当に必要なデータとはそもそも何であって、そのような本当に必要なデータの管理を求めていくようにすることが重要である。

#### 〔今後について〕

- 原因究明を進めるためには正確な実態把握が前提となることから、必要に応じてヒアリングを行うなど、その進め方は事務局で整理する。
- 基礎ぐい工事の実態把握を進めるとともに、年内に中間とりまとめできるよう、計画的に検討を進める。